

ワンストップ相談事業【養父市】

個別事業費	296 千円
交付金額	148 千円

地域の実情と課題

本市の第4次男女共同参画プラン(令和4年度～8年度)策定に伴い、令和2年度に実施した市民アンケート調査によると、6割以上の人が「仕事と(仕事以外の)生活を両立したい」と回答しており、そのためにはさまざまな相談窓口が必要との意見もある。女性がワーク・ライフ・バランスを実現し、安心して活躍できる社会の実現に向けて、気軽に相談できる場が必要である。

事業の特徴

悩みを相談したいけどどこに相談していいかわからない、市役所には相談に行きづらい、などのニーズに応え、女性の就労等に係る分野横断的な情報の提供や個別の相談に応じるワンストップ相談。

事業の効果

職場での悩み事に加え、家庭での人間関係など、幅広い相談に対応し、相談者が前向きに活動するきっかけとなった。

目的・目標

日々の暮らしや将来の生活に不安を抱えながらも相談する場がないことが懸念されるため、必要な人に分野横断的な情報(就労、子育て支援、教育、福祉等)を提供するワンストップ相談を設置し、行政の窓口につながる機会の少なかった方も安心して相談できる場を設ける。

目標:相談件数 60件 実績:相談件数 10件

連携団体

○養父市男女共同参画推進員会議・・・事業周知・広報

今後の課題

相談して終わりではなく、対応可能な行政サービス等と適切に繋いでいくことが課題である。

事業の概要

令和6年度

女性のための相談室

ひとりで悩んでいないで
相談してみませんか？

自分自身のこと、夫婦・家族のこと、仕事のこと・・・、
女性が抱えているさまざまな問題や悩みについて相談できます。
誰にも相談できない、どこに相談すればいいかわからない・・・。
どんな小さなことでも、女性の相談員があなたの話を聞き、一緒に考えます。
秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。

いきいきと暮らし、活躍できるために・・・
一人で悩まず、ぜひ気軽に相談してみてください。

相談日 毎月2回（すべて土曜日）

4月	13日・27日	10月	12日・26日
5月	11日・18日	11月	16日・30日
6月	8日・22日	12月	14日・21日
7月	6日・27日	1月	11日・25日
8月	10日・24日	2月	8日・22日
9月	14日・28日	3月	8日・22日

時 間 9:00～12:00（面接・電話とも）

相談場所 やぶ市民交流広場（YBファブ）小会議室
（養父市八鹿町八鹿538-1）

相談方法 ★面接相談（1時間程度）※予約優先
（予約の方がいない場合当日でも相談可能です）
★電話相談（30分程度） 電話：079-662-1181
（面接相談中の場合はお待ちいただくことがあります）

予約受付 人権・協働課 電話：079-662-7601
【月～金 8:30～17:15（年末年始・祝祭日を除く）】

相談無料
託児あり
（要予約）

この件に関するお問合せ先
養父市男女共同参画センター（養父市役所人権・協働課）
TEL：079-662-7601 FAX：079-662-7491
Email：jinken_kyoudou@city.yabu.lg.jp

ワンストップ相談窓口（女性のための相談室）

女性の就労等に係る分野横断的な情報の提供、家庭、仕事、子育て等の個別の相談に応じるため、ワンストップ相談窓口を設置。
相談内容によっては、市を通じて関係機関へ連携。

【相談日】毎月2回 土曜日 9:00～12:00（年末年始除く）

【相談員】西井昭子さん（子育て心理カウンセラー）

【相談場所】子育て・移住サポートセンター



主に面接相談を行っているが、電話での相談にも対応。仕事に関する悩み、思春期の子育て、子どもの不登校、家庭内でのトラブル等さまざまな相談に応じる。

相談員のみで対応できる内容が多いが、市男女共同参画センターへの報告内容に応じて、必要があれば本人の同意を得たうえで、市担当課及び関係機関へつなぐ。